

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、新町西地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告します。

令和7年6月23日

徳島市長 遠藤 彰良

- 1 市街地再開発組合の名称
新町西地区市街地再開発組合
- 2 施行地区
徳島市西船場町1丁目の一部、新町橋1丁目の一部、西新町1丁目の一部
- 3 定款の変更箇所
第7条（参加組合員に与えられる保留床等の概要等）
第60条（工事等の請負並びに物品の購入）
- 4 定款の変更認可の年月日
令和7年6月17日
- 5 事業施行期間
平成26年8月25日から令和10年3月まで
- 6 事務所の所在地
徳島市東新町一丁目8番地2
- 7 設立認可の年月日
平成26年8月25日